

議案第1号 白石すまいるタクシーの実証運行に係る運賃設定について（案）

1 運賃協議ワーキンググループについて

令和5年度に道路運送法が改正されたことに伴い、令和5年10月1日以降に運賃の改定等を行う場合は、法定のメンバーで協議し、その結果を公共交通活性化協議会へ報告して運賃の改定等を行う必要が生じる。

2 経緯

令和7年度第2回大竹市地域公共交通活性化協議会 議案第1号「白石すまいるタクシーの実証運行について（案）」参照。

3 案の趣旨

白石すまいるタクシーの実証運行を行うにあたり、新たに運賃を設定する必要があるため、委員の承認を得るもの。

なお、運賃以外については、本日15時開催予定の令和7年度第2回大竹市地域公共交通活性化協議会で審議される。

4 運賃設定

(1) 運賃の種類及び額

運賃の種類	運賃の額 (大人運賃)	目的地
普通旅客運賃 (チケット制)	片道250円	大竹駅、大竹市総合市民会館、 ゆめタウン大竹
普通旅客運賃 (チケット制)	片道500円	広島西医療センター

(2) 運賃の適用方法

小学生以上一律料金を適用（小学生未満無料）

回数券（250円×11枚：2,500円）を発行する。

(3) 道路運送法第9条第5項に基づく意見反映措置について【資料3参照】

運行事業者（有限会社大竹交通）に対してヒアリングを実施したが、その意見を踏まえて資料を作成し、令和8年3月22日（日）に住民、利用者【予定】からなる白石すまいるタクシー導入検討会を開催。意見を聴取した。

また、その他利害関係者として、有限会社大竹タクシー、有限会社やまとタクシーに対して文書を送付し、意見を聴取したが、指定した日時までに意見はなかった。